

社員就業規則・目次

【経営理念】

第1章 総則	4
第1条（目的）	
第2条（適用範囲）	
第3条（規則の遵守）	
第2章 人事	4
第4条（採用）	
第5条（選考時の提出書類）	
第6条（採用内定）	
第7条（採用時の提出書類）	
第8条（身元保証人）	
第9条（労働条件の明示）	
第10条（試用期間）	
第11条（異動）	
第12条（休職）	
第13条（休職期間）	
第14条（復職）	
第3章 服務規律	8
第15条（服務の基本）	
第16条（服務規律）	
第17条（パソコン等の利用）	
第18条（個人情報及び特定個人情報等の取扱い）	
第19条（暴力団排除）	
第20条（出退社）	
第21条（欠勤、遅刻、早退等）	
第4章 労働時間、休憩及び休日	11
第22条（労働時間及び休憩時間）	
第23条（始業・終業時刻等の変更）	
第24条（休日）	
第25条（休日の振替）	
第26条（時間外労働及び休日労働）	

(採 用)

第 4 条 会社は、入社を希望する者に対して、特に、協調性、誠実性、向上心を重視して選考を行い、その基準を満たしている者を社員として採用します。

(選考時の提出書類)

第 5 条 会社は、選考に際して、入社希望者に対して、次の各号に掲げる書類を提出させるものとします。ただし、会社は、その全部又は一部の提出を省略することがあります。

- (1) 自筆による履歴書（3 か月以内に撮影した写真を貼付）
- (2) 職歴のある場合は、職務経歴書
- (3) 卒業（見込）証明書及び学業成績証明書
- (4) その他会社が指定した書類

2. 会社は、選考の結果、不採用とした者に対して、個人情報保護のため、前項の提出書類を、速やかに返却又は本人の同意を得て廃棄します。

(採用内定)

第 6 条 会社は、採用を決定した者に対し、書面により内定通知を行います。

2. 採用内定者は、会社の指定する日までに、速やかに入社承諾書を提出するものとします。

3. 採用内定者が、就労を開始する入社日までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合、採用内定を取り消します。

- (1) 履歴書その他申告事項に虚偽があった場合
- (2) 健康状態（精神状態も含む。）が、会社での職務を通常の数度に行えないと認められる場合
- (3) 卒業及び資格取得等、採用の前提条件を満たさない場合
- (4) 刑罰法規に違反した場合
- (5) 社員としての適性を欠く事由が発生又は発覚した場合
- (6) 会社の経営上やむを得ない事由がある場合
- (7) その他前各号に準じるやむを得ない事由がある場合

(採用時の提出書類)

第 7 条 会社に採用される者は、入社日までに、次の各号に定める書類を会社に提出するものとします。ただし、会社は、その全部又は一部の提出を省略することがあります。

時点において支給するものとします。

(本人死亡による香典及び死亡弔慰金)

第 8 条 社員本人が死亡したときは、勤続年数に応じて、次のとおりの香典を支給します。この他、花輪又は供花一對及び籠盛をお供えしますが、親族より辞退の申し出がある場合は、この限りではありません。

(1) 勤続 5 年未満のとき 50,000 円

(2) 勤続 5 年以上のとき 100,000 円

2. 社員本人が死亡したときは、死亡事由により、次のとおり弔慰金を遺族に対して支給します。

(1) 業務上の事由によるとき 基本給の 2 か月分

(2) 業務外の事由によるとき 基本給の 1 か月分

(親族死亡による香典)

第 9 条 社員の親族が死亡したときは、次表のとおり香典を支給します。

親族の区分	同 居	別 居
① 配偶者	50,000 円	30,000 円
② 子（実子、養子）		
③ 父母（実父母、養父母、義父母）		
④ 本人の兄弟姉妹、祖父母、孫	20,000 円	
⑤ 子（実子、養子）の配偶者		

上記①～③の場合、この他に花輪又は供花一對をお供えしますが、本人より辞退の申し出がある場合は、この限りではありません。

(傷病見舞金)

第 10 条 社員が傷病により休業する場合、次のとおりの傷病見舞金を支給します。

なお、見舞の際には茶菓子等を持参することとします。

(1) 業務上の傷病による 3 日以上 of 休業 10,000 円

(2) 業務外の傷病による 30 日以上 of 休業 10,000 円

(災害見舞金)

第 11 条 社員が現に生活をしている住居が、火災・風災・地震などの災害により、被害を受けた場合は、次のとおりの災害見舞金を支給します。

(1) 全焼、全壊、流失したとき 50,000 円

(2) 半焼、半壊、床上浸水したとき 30,000 円